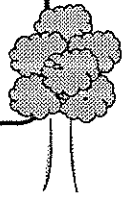


住居表示のしおり



宇 都 宮 市

目 次

◎住居表示制度とは・・・	1 ページ
◎住居表示の方法	2 ページ
◎住居表示などが実施された後の住所・本籍・不動産の表し方	4 ページ
◎住居表示実施に際しては	5 ページ
住居表示通知書・証明書（見本）	6 ページ
住所変更通知用はがき（見本）	7 ページ
◎住居表示などが実施された後の手続きについて	8 ページ
登記申請書（記載例）	9 ページ
◎住居表示を実施した区域では	10 ページ
新築による届書（様式第2号）（記載例）	11 ページ
◎よくある質問	12 ページ
市街地の区域（住居表示を実施すべき区域）	15 ページ
住居表示の実施状況	16 ページ
住居表示実施町名一覧	17 ページ

◎ 住居表示制度とは…

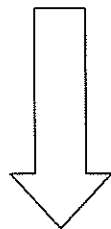
◆従来、皆さんの住所を表示する場合、町名と地番を用いて、

(例) 「〇〇町 〇〇番地」 のように表示していました。
町名 地番

もともと地番は明治4年に地券制度ができ、主に徴税を目的とし所有者を明らかにするために土地に番号を付けたことが始まりです。その後、明治31年の戸籍法の改正などにより、地番を住所として使用したものです。この表示方法には、次のような欠点があります。

- 一筆の土地の大きさや形がさまざま、同じ番地の家が何軒もあつたり、数筆の土地にまたがり、どの番号を使うか分からないことがあります。
- 土地の分筆・合筆などにより、多くの枝番、欠番、飛番が生じています。

このように住所を表示する地番は、順序よくならんでいないために、人をたずねてもなかなか見つからなかったり、消防自動車や救急車の到着が遅れたりなど、さまざまな支障をきたしているのが現状です。



そこで、地番の混乱などを解消し、
住みやすく、分りやすいまちづくりのために…
(市民生活や経済活動の利便性を向上させるため)

◆昭和37年5月に、「住居表示に関する法律」が制定され、特に人口密集地域などにおいて、従来の土地の地番を住所として使用することをやめ、多くの都市で住居表示が実施されるようになりました。

〔住居表示を実施すると…〕

- 消防自動車や救急車などがより早く現場に到着することができます。
- 探したい家を早く見つけることができます。
- 配達物の誤配・遅配がなくなります。

※1
本市でも、昭和38年度から、住居表示の事業に着手し、今日までに「市街地の区域」の大部分において実施してきました。(15～16ページを参照ください。)

※1) 市街地の区域とは、1平方メートルあたり4,000人の人口密度のある地域のうち議会の議決を経て、住居表示の方法を定めた地域。

◎ 住居表示の方法

本市の住居表示は、町の名称・区域を変更することなどにより、入り組んだ町の境界を整理するとともに、「街区方式」により、「街区符号」と「住居番号」を用いて実施します。

〔「街区方式」とは…〕

町の区域を道路・鉄道・河川などの恒久的な施設をもって、いくつかに分けた1つのブロックである「街区」に付ける「街区符号」と、その街区内にある建物に付ける「住居番号」を用いて表示する方法です。

1 町・街区の境界

町・街区の境界は、道路・鉄道・河川などの恒久的な施設をもって定めます。

2 町のかたち・大きさ

- (1) 町のかたちは、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないよう簡明な境界線で区画します。
- (2) 町の大きさは、当該地域の形態により異なりますが、おおむね次の基準によります。

商業地域	66,000 m ²
住宅地域	132,000 m ²
工業地域	上記以上適宜

(なお、国からの通知などによりますと、町の規模の基準の適用に当たっては、地域社会の実態についても考慮し、300,000 m²程度を最大級の町の規模とすることとされています。)

3 町名の定め方

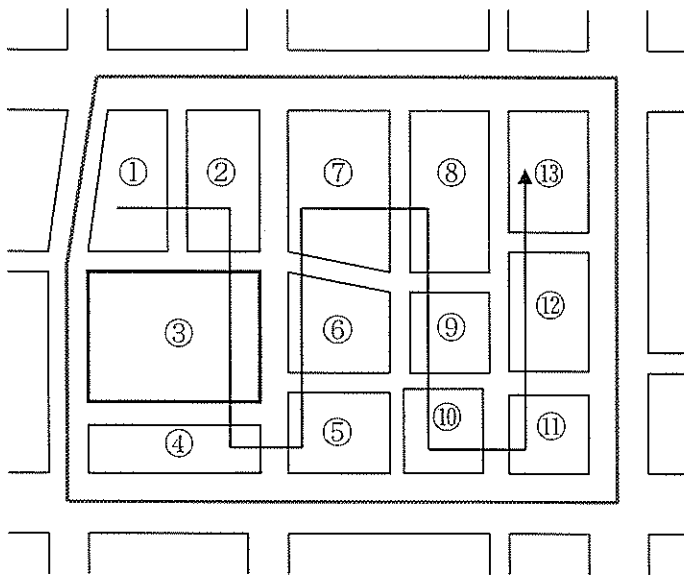
- (1) できるだけ従来の名称、またはその地域における歴史・伝統・文化などからみて由緒ある名称で、親しみ深く語調のよいものを選んで定めます。
- (2) 文字（字体）は、できるだけ常用漢字を用い読みやすく、かつ簡明な町名にします。
- (3) 全市を通じて同一の町名、または類似の町名はさけます。
- (4) 同じ町名を2つ以上の連続した町で付ける場合は、町名に丁目をつけて〇〇1丁目～〇〇5丁目というようにします。この場合、丁目は9丁目以下にとどめます。

4 街区・街区符号

街区とは、町の区域を道路・鉄道・河川などの恒久的な施設をもって、いくつかに分けた1つのブロックのことで、街区符号はそのブロックに付ける番号のことです。この番号は、本町1番14号の旧市役所に近い街区から蛇行式で順序よく付けます。

旧市役所

【街区符号の付け方】



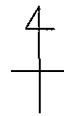
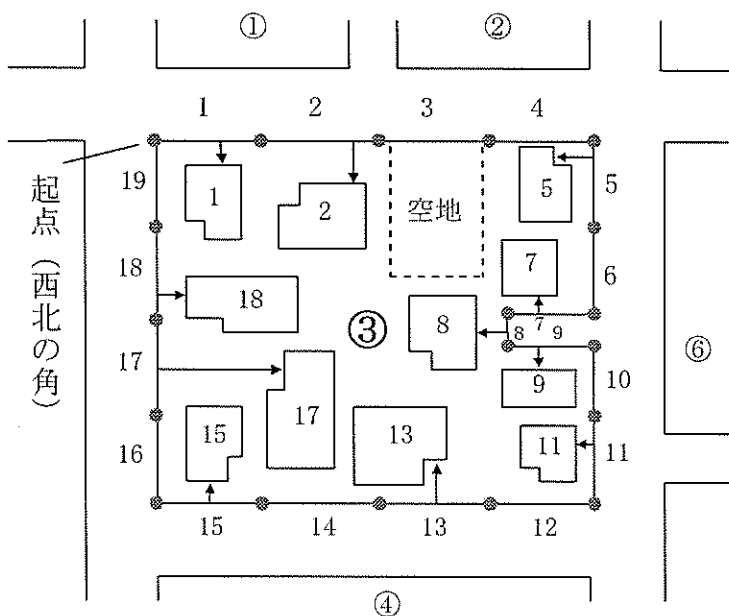
凡 例	
	町 界
	街 区
③	街区符号

5 住居番号

住居番号とは街区にある建物に付ける番号のことです。

住居番号の付け方は、各街区ごとに西北の角を起点として、右回りに 10メートル間隔に区切り、基礎となる番号（基礎番号）を、1番から順に付け、建物の出入口に面する基礎番号をもってその建物の住居番号と定めます。

【住居番号の付け方】



凡 例	
③	街区符号
	基礎番号
	住居番号
	建物出入口

※ 同一の基礎番号内に建物が複数建っている場合、住居番号が重複する場合があります。

◎ 住居表示などが実施された後の住所・本籍・不動産の表し方

1 住所の表し方

実施後は、新町名、街区符号及び住居番号を用いて住所を表していただきます。

住所の表し方（例） 実施前・・・宇都宮市 ○○町 2 6 7 8 番地
実施後・・・宇都宮市 ○○3丁目 3番 5号
新町名 街区符号 住居番号

なお、方書（○○方、○○荘○○号室）は、今までのように用いてください。

2 本籍の表し方

実施後は、新町名、従来の地番を用いて本籍を表していただきます。

本籍の表し方（例） 実施前・・・宇都宮市 ○○町 2 6 7 8 番地
実施後・・・宇都宮市 ○○3丁目 2 6 7 8 番地
新町名 従来の地番

※ 該当区域内に本籍がある方については、市民課から戸籍の筆頭者あて（故人の場合は配偶者）「戸籍の本籍変更のお知らせ」を送付します。

また、証明書をご希望の場合は、「本籍表示変更証明書」（無料）を交付しますので、本人確認できる書類・印鑑持参の上、市民課（市役所1階）、各地域自治センター、各地区市民センター、各出張所、岡本・田原事務所へ申請してください。

3 不動産の表し方

実施後は、新町名、新地番を用いて表していただきます。

不動産の表し方（例） 実施前・・・宇都宮市 ○○町 2 6 7 8 番地
実施後・・・宇都宮市 ○○3丁目 ○○番地
新町名 新地番

※ 法務局の不動産登記簿の表題部は、住居表示の実施により変更になった新町名、新地番に法務局が職権で変更します。